

令和5年第3回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 議案第40号～議案第53号 (降壇)

令和5年8月31日提出

伊佐市長

令和5年第3回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第40号から議案第53号までについて説明申し上げます。

まず、議案第40号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する「伊佐北始良環境管理組合」が令和5年4月1日付けで「伊佐湧水環境管理組合」に名称変更したことに伴い、同組合同規約を変更することについて協議したので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号「令和5年度伊佐市一般会計補正予算（第7号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、職員の給与費等に要する経費について追加の措置を講じ、総務費につきましては、減債基金への積立て及び子育て関連情報など伊佐市公式LINEから発信する情報の拡充に要する経費について新たに措置しております。

民生費につきましては、重度心身障害者医療費の支払い方法の変更に伴うシステム改修に要する経費について新たに措置し、保育所等の整備支援に要する経費につい

て追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、令和5年秋以降に開始する新型コロナウイルスワクチン接種に伴う経費について追加の措置を講じ、労働費につきましては、高齢者の雇用対策に要する経費について減額の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、広域農道の舗装補修に要する経費について追加の措置を講じ、商工費につきましては、曾木の滝公園等の観光地駐車場における交通誘導員の配置に伴う経費について追加の措置を講じ、伊佐地区食品衛生協会の運営支援に要する経費について新たに措置しております。

土木費につきましては、市道の舗装補修等に要する経費について追加の措置を講じ、消防費につきましては、防災対策に要する端末購入に係る経費について新たに措置しております。

教育費につきましては、大口中央中学校特別支援教室の空調設備の設置工事及び就学援助システムの導入に要する経費について新たに措置し、田中ふるさと館の空調設備改修工事に要する経費について追加の措置を講じております。

災害復旧費につきましては、令和5年7月の大雨災害の復旧に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしました但、これらの財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰越金及び諸収入をもって充当

し、繰入金及び市債については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,006万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億3,077万8千円とするものであります。

このほか、地方債では、災害復旧事業ほか4事業について限度額を変更する措置を講じております。

次に、議案第42号「令和5年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費等について所要の措置を講じたほか、県への精算返納金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ517万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億732万3千円とするものであります。

次に、議案第43号「令和5年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費等について所要の措置を講じたほか、国及び県への精算返納金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億768万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ33億2,318万2千円とするものであります。

次に、議案第44号「令和5年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費等について所要の措置を講じたほか、広域連合納付金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,877万5千円とするものであります。

次に、議案第45号「令和5年度伊佐市水道事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において水道事業収益から14万円減額し、収益的収入の総額を3億5,440万3千円とし、支出において、水道事業費用から135万8千円減額し、収益的支出の総額を3億2,388万2千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の支出において、資本的支出に6万6千円追加し、資本的支出の総額を2億5,711万4千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億770万7千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

次に、議案第46号「令和5年度伊佐市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の支出において農業集落排水事業費用から69万2千円減額し、収益的支出の総額を1億7,419万6千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の支出において、資本的支出に24万7千円追加し、資本的支出の総額を1億1,711万1千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,274万6千円は、前年度引継金、当年度分消費税資本的収支調整額及び当該年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、議案第47号「伊佐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、職員の特殊勤務手当のうち、感染症に係る防疫作業等に従事した職員に支給する作業手当の支給額等の整理に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第48号「伊佐市印鑑条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で個人番号カード等を用いて印鑑登録証明書を交付するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、使用料等の減免に係る統一基準の対象となる施設として、新たに伊佐市十曾青少年旅行村を加えるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号「伊佐市児童遊園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、一般公園として整理するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第51号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、行政情報ネットワーク化整備に関し、業務効率の向上とセキュリティの徹底を図るため、職員業務用端末の購入に係る仮契約を、富士電通株式会社と8月3日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号「市道路線の廃止」について説明申し上げます。

廃止路線の「大口ふれあいセンター線」は、起点が伊佐市大口上町20番6地先、終点が伊佐市大口上町21番地先で延長160.3メートル、幅員4メートルの路線です。庁

舎建設工事に伴い、一般交通の用に供しなくなることから道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号「令和4年度伊佐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和4年度の未処分利益剰余金1億402万475円のうち、4,500万円を減債積立金に積み立て、5,500万円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案14件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— — — 降 壇 — — —